

○鳥取県警察術科技能検定規程

(昭和 30 年 1 月 14 日本部訓令第 2 号)

改正 昭和 33 年 4 月 30 日本部訓令第 2 号 昭和 35 年 5 月 30 日本部訓令第 9 号
昭和 36 年 3 月 20 日本部訓令第 4 号 昭和 43 年 11 月 18 日本部訓令第 18 号
昭和 44 年 3 月 15 日本部訓令第 10 号 昭和 60 年 2 月 9 日本部訓令第 1 号
昭和 60 年 2 月 15 日本部訓令第 3 号 平成 4 年 12 月 22 日本部訓令第 26 号
平成 11 年 9 月 20 日本部訓令第 13 号 平成 14 年 6 月 28 日本部訓令第 16 号
平成 14 年 9 月 30 日本部訓令第 21 号 平成 20 年 3 月 25 日本部訓令第 10 号
平成 24 年 4 月 18 日本部訓令第 19 号 平成 25 年 4 月 16 日本部訓令第 8 号
平成 26 年 5 月 19 日本部訓令第 10 号 平成 30 年 3 月 22 日本部訓令第 7 号
令和 2 年 3 月 27 日本部訓令第 9 号 令和 7 年 3 月 3 日本部訓令第 4 号

鳥取県警察術科技能検定規程を次のように定める。

(この規程の目的)

第 1 条 この規程は、鳥取県警察職員に対する術科技能検定(以下「技能検定」という。)に関する事項を定めることを目的とする。

(技能検定の目的)

第 2 条 技能検定は、術科教養の成果を検定し、その普及徹底に資することを目的とする。

(技能検定の種目)

第 3 条 技能検定は、逮捕術、拳銃操法、救急法、柔道及び剣道について行う。

(技能検定の基準)

第 4 条 技能検定は級位及び段位制によつて行う。

2 逮捕術、拳銃操法、救急法、柔道及び剣道の級位及び段位の合格基準については、別に定める。

(技能検定の手続)

第 5 条 技能検定は、各種目ごとに警察本部長が職員の中から指名した者又は警察部外から委嘱した者(以下「技能検定員」という。)の審査を経て行う。

2 技能検定員の指名及び委嘱は、技能検定の種目を指定して、指名書(様式第 1)又は委嘱状(様式第 2)により行う。

3 警察本部長は、技能検定員のうち、人事異動、心身故障等の理由により審査業務に支障が生じた者については、指名解除書(様式第 3)又は解嘱通知(様式第 4)により、その指名又は委嘱を解くものとする。

(技能検定の実施等)

第 6 条 技能検定の実施及び合格者の決定は、警務部長が随時これを行う。

2 技能検定の期日、場所、種目その他実施について必要な事項は、その都度定める。

3 警務部長は、検定の確実を期するため補助者を指定し、これに補助させることができる。

(合格の取消)

第7条 警務部長は、合格者にして合格技能にふさわしくない行為があつた場合には、その合格を取り消すことがある。

(技能検定認定状況の管理)

第8条 技能検定の認定状況は、警務部警務課で管理する。

(他の機関の職員の検定)

第9条 警察本部長は、他の機関から技能検定の委託を受けたときは、この規程を準用してその検定を行うことができる。

(他の機関の行つた技能検定の効力)

第10条 他の機関が警察術科技能検定に関する訓令(昭和29年警察庁訓令第10号)に準拠して行つた技能検定に合格した者は本規程による技能検定に合格した者とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和30年1月1日から適用する。

(旧検定合格の取扱)

2 この規程施行の際、従前の規程に基づく検定合格者は、この規程に基づく検定に合格した者とみなす。

附 則(昭和33年4月30日本部訓令第2号)

(施行期日)

1 この訓令は、昭和33年5月1日から施行する。

(経過規定)

2 この訓令の施行の際改正前の鳥取県警察術科技能検定規程に基く逮捕術並びにけん銃操法の技能検定に合格している者の資格については、なお効力を有するものとする。

附 則(昭和35年5月30日本部訓令第9号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和36年3月20日本部訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和43年11月18日本部訓令第18号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年3月15日本部訓令第10号)

(施行期日)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和44年2月1日から適用する。

附 則(昭和60年2月9日本部訓令第1号)

この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年2月15日本部訓令第3号)

- 1 この訓令は、昭和60年2月15日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、現に改正前のけん銃操法級位合格基準による技能検定で初級、中級又は上級のいずれかの級位に合格している者は、改正後のけん銃操法級位合格基準による技能検定で当該級位に合格している者とみなす。

附 則(平成4年12月22日本部訓令第26号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成5年1月1日から施行する。

(経過規定)

- 2 この訓令の施行の際、現に改正前のけん銃操法級位合格基準による技能検定に合格している者は、改正後のけん銃操法級位合格基準による技能検定で当該級位に合格している者とみなす。

附 則(平成11年9月20日本部訓令第13号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成11年10月1日から施行する。

(経過規定)

- 2 この訓令の施行前に改正前のけん銃操法級位合格基準による技能検定で初級、中級又は上級のいずれかの級位に合格した者は、改正後のけん銃操法級位合格基準による技能検定で当該級位に合格した者とみなす。

附 則(平成14年6月28日本部訓令第16号)

この訓令は、平成14年7月1日から施行する。

附 則(平成14年9月30日本部訓令第21号)

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月25日本部訓令第10号)

この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

附 則(平成 24 年 4 月 18 日本部訓令第 19 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 24 年 4 月 18 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行前に改正前の逮捕術級位合格基準による技能検定で初級、中級又は上級のいずれかの級位に合格した者は、改正後の逮捕術級位合格基準による技能検定で当該級位に合格した者とみなす。
- 3 この訓令の施行前に改正前の救急法級位合格基準による技能検定で初級又は上級のいずれかの級位に合格した者は、改正後の救急法級位合格基準による技能検定で当該級位に合格した者とみなす。

附 則(平成 25 年 4 月 16 日本部訓令第 8 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 25 年 4 月 16 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行前に改正前の逮捕術級位合格基準による技能検定で初級の級位に合格した者は、改正後の逮捕術級位合格基準による技能検定で当該級位に合格した者とみなす。

附 則(平成 26 年 5 月 19 日本部訓令第 10 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 26 年 5 月 19 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行前に改正前の逮捕術級位合格基準による技能検定で初級の級位に合格した者は、改正後の逮捕術級位合格基準による技能検定で当該級位に合格した者とみなす。
- 3 この訓令の施行前に改正前の柔道及び剣道の検定で初段以上の段位に合格した者は、改正後の柔道及び剣道の検定で当該段位に合格した者とみなす。

附 則(平成 30 年 3 月 22 日本部訓令第 7 号)

この訓令は、平成 30 年 3 月 26 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 27 日本部訓令第 9 号)

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 3 月 3 日本部訓令第 4 号)

この訓令は、令和7年3月24日から施行する。

様式第1(第5条第2項関係)

指名書

[別紙参照]

様式第2(第5条第2項関係)

委嘱状

[別紙参照]

様式第3(第5条第3項関係)

指名解除書

[別紙参照]

様式第4(第5条第3項関係)

解嘱通知

[別紙参照]